

平成 21 年度東京都税制調査会

第 1 回 小委員会

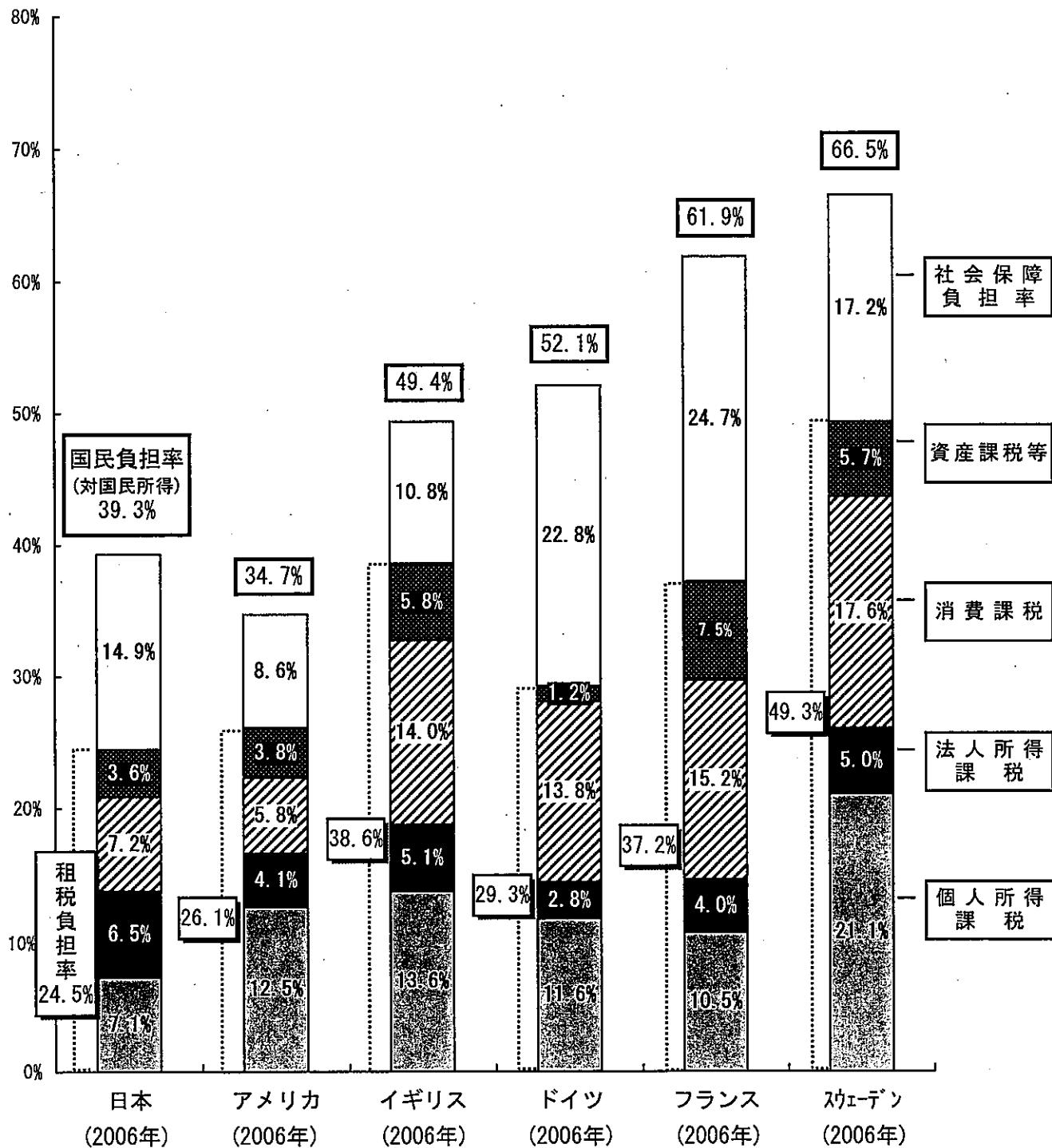
[ 税財政の国際比較に関する資料 ]

平成 21 年 4 月 9 日

## 税財政の国際比較に関する資料 目次

資料名	頁
国民負担の内訳の国際比較	1
国民負担の構成比の国際比較	2
租税負担の内訳の国際比較（国（連邦）税・州税・地方税）	3
税収の構成比の国際比較	4
地方税の構成比の国際比較	5
歳出純計に占める国・地方・社会保障基金の割合の国際比較	6
歳出純計に占める国・地方の割合の国際比較	7

## 国民負担の内訳の国際比較



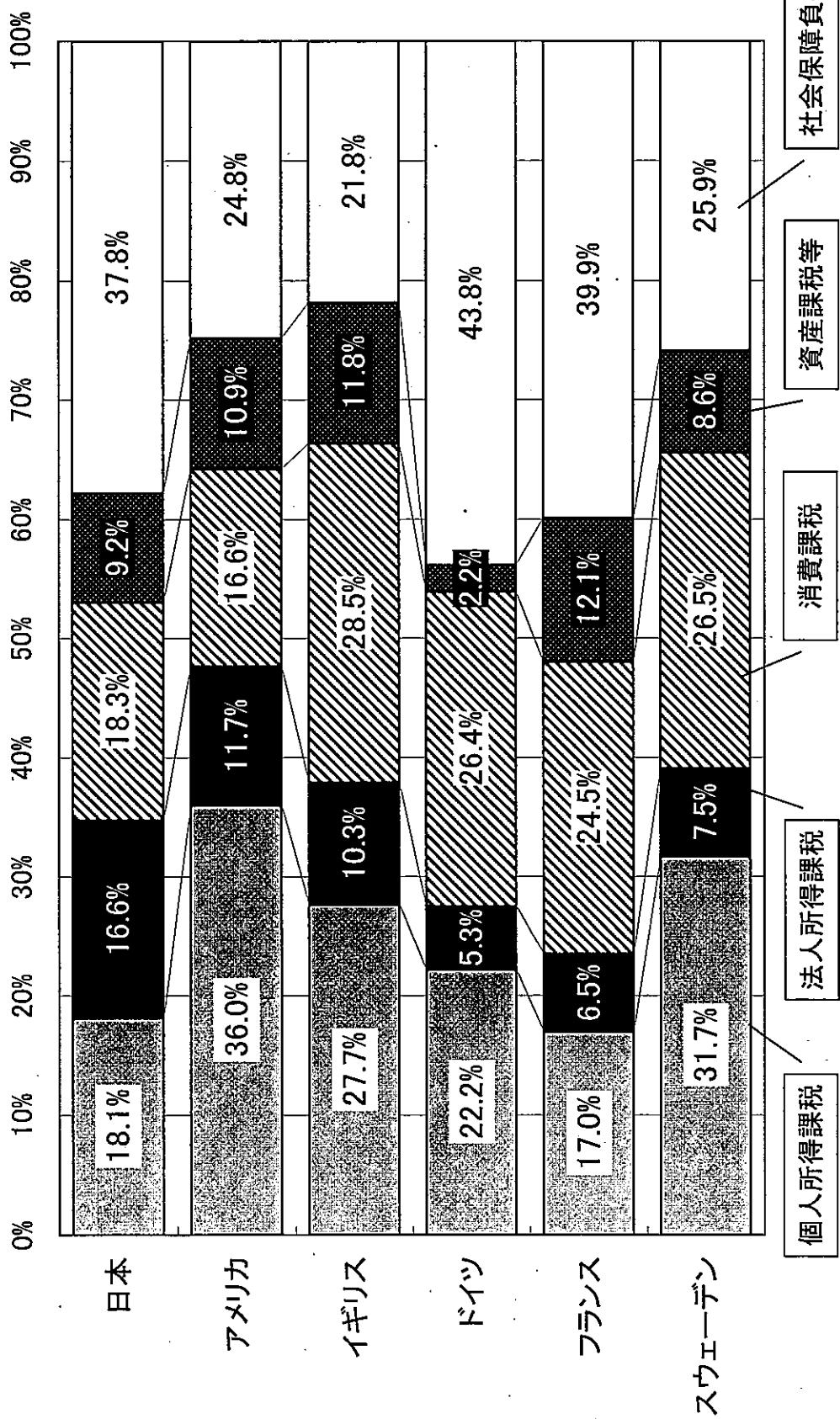
注1 "Revenue Statistics 1965-2007" 及び "National Accounts 1996-2007" (いずれもOECD)による。

2 国民負担は、租税負担及び社会保障負担の合計であり、租税負担は、国税及び地方税合計である。また、所得課税は資産性所得に対する課税を含む。

3 国税として計上されている社会保障負担分は租税負担から除いている。フランスの社会保障目的税は租税負担に含む。

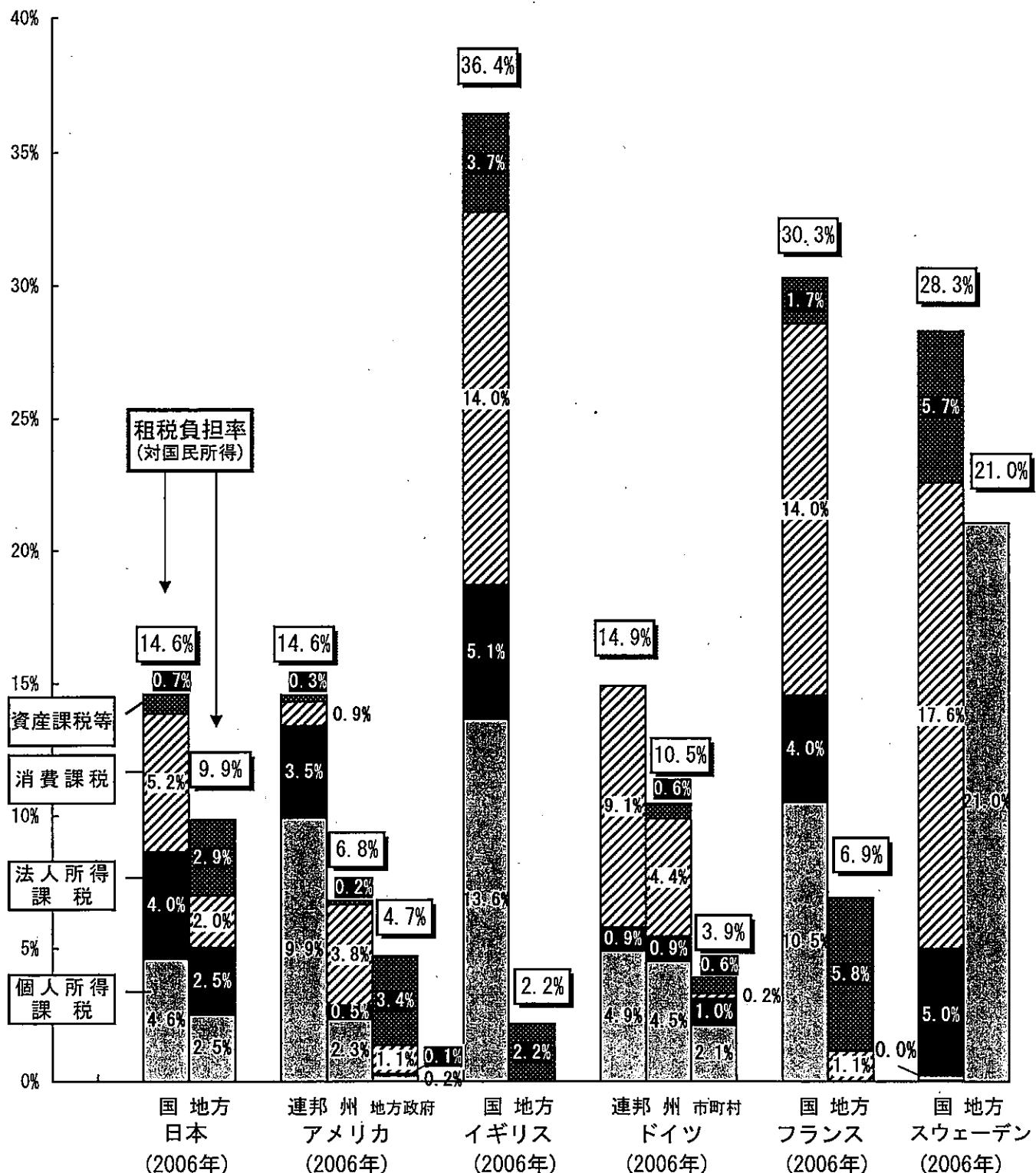
4 端数処理の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 国民負担の構成比の国際比較



注1 “Revenue Statistics 1996–2007”及び“National Accounts 1996–2007”(いづれもOECD)による、2006年の数値である。  
 2 国民負担は、国税、地方税及び社会税の合計数値である。また、所得課税は資産性所得に対する課税を含む。  
 3 国税として計上されている社会保障負担は租税負担から除いている。フランスの社会保障目的税は租税負担に含む。  
 4 端数処理の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 租税負担の内訳の国際比較(国(連邦)税・州税・地方税)



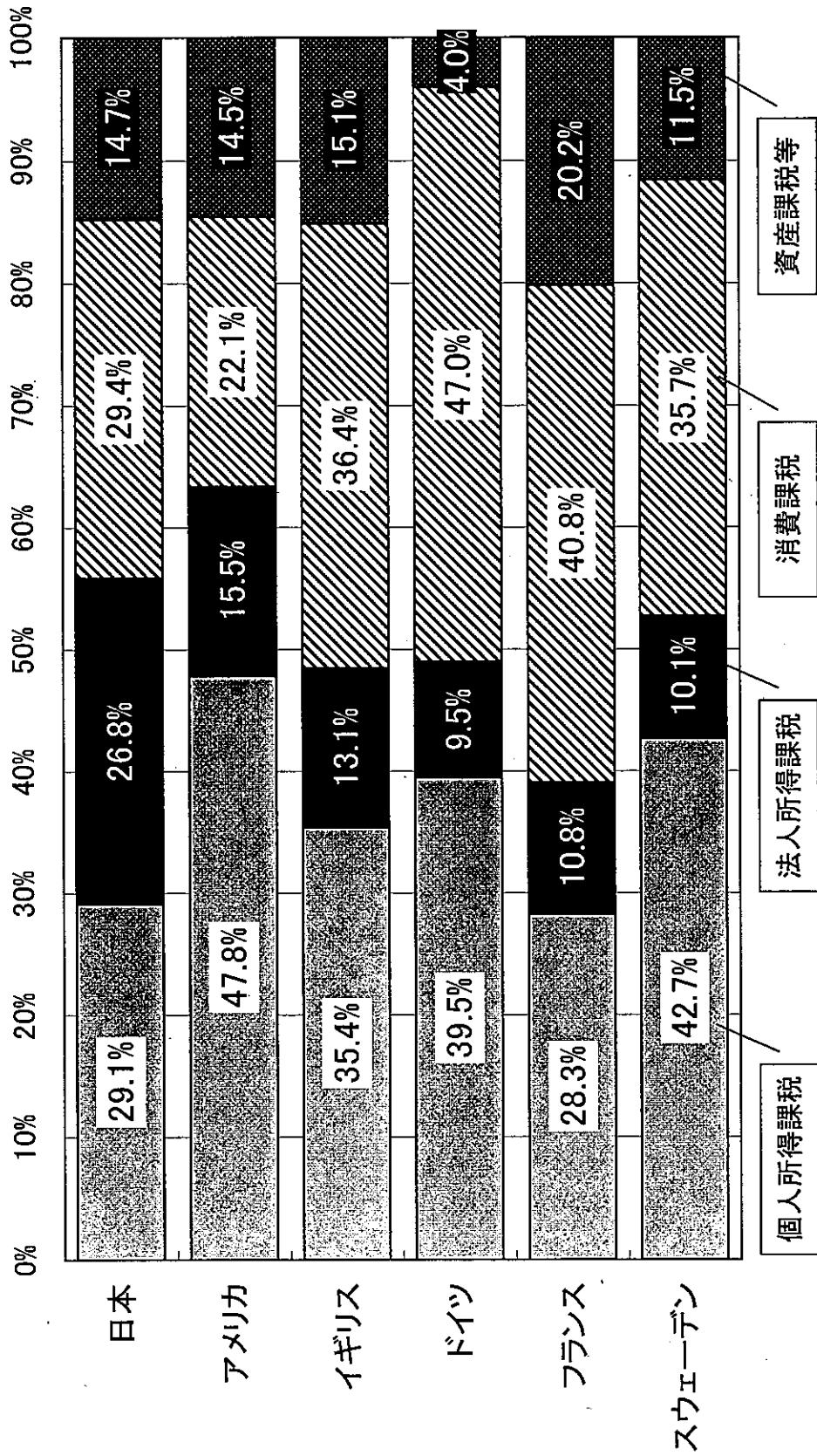
注1 "Revenue Statistics 1965–2007" 及び "National Accounts 1996–2007" (いずれもOECD)による。

2 所得課税は資産性所得に対する課税を含む。

3 国税として計上されている社会保障負担分は租税負担から除いている。フランスの社会保障目的税は国税に含む。

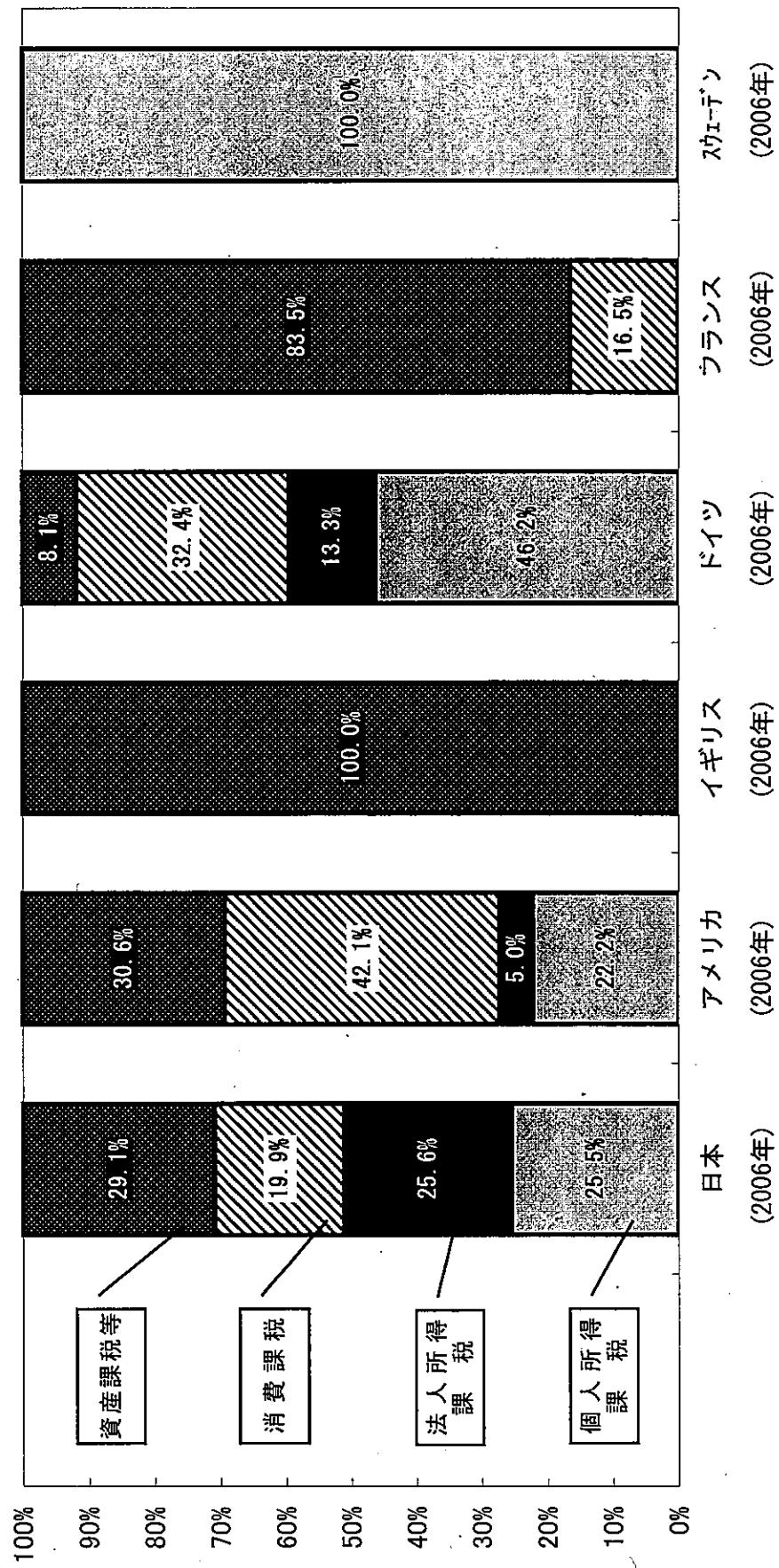
4 端数処理の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 税収の構成比の国際比較



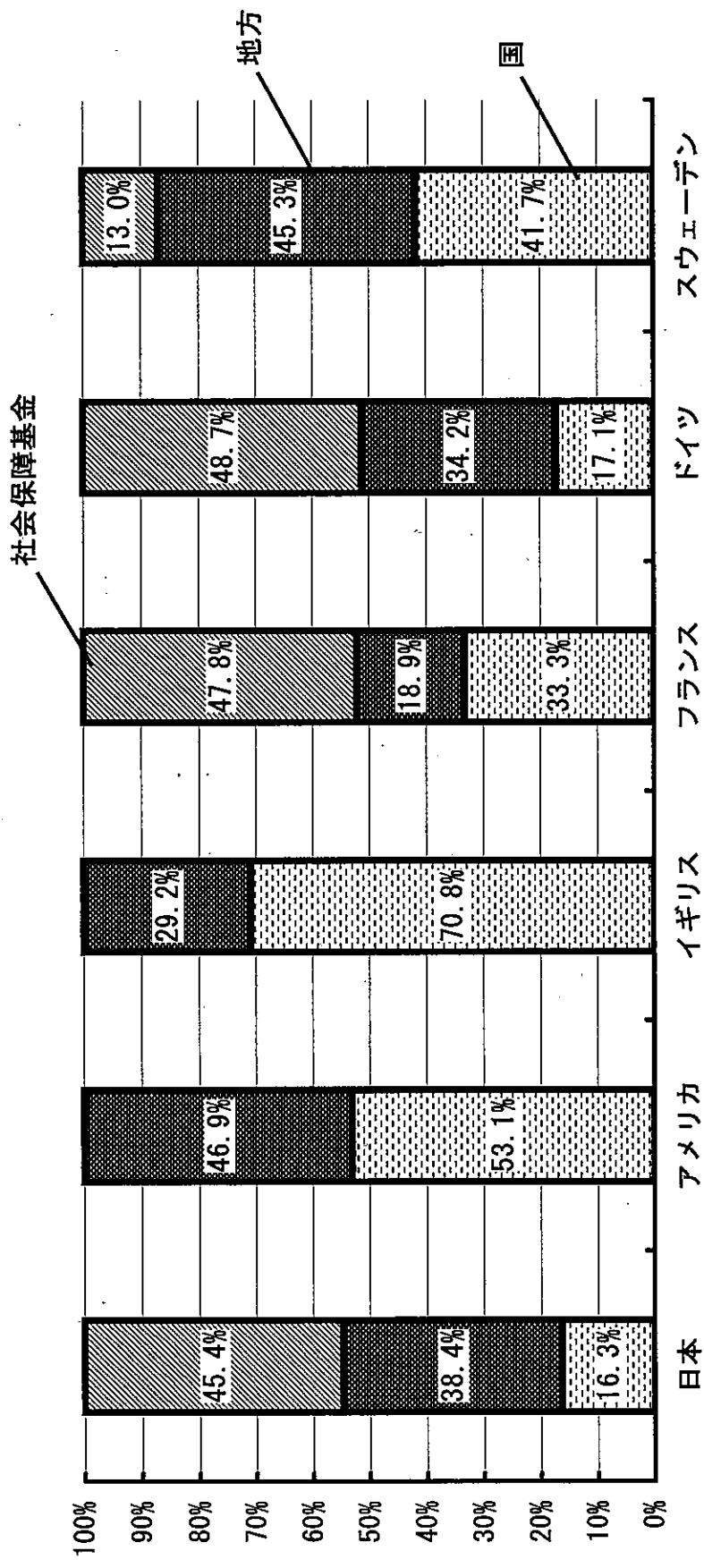
注1 "Revenue Statistics 1965-2007" (OECD)による、2006年の数値である。  
 2 税収は、国税及び地方税の合計数値である。また、所得課税は資産性所得に対する課税を含む。  
 3 国税として計上されている社会保障負担は租税負担から除している。フランスの社会保険は租税負担に含む。  
 4 端数処理の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 地方税の構成比の国際比較



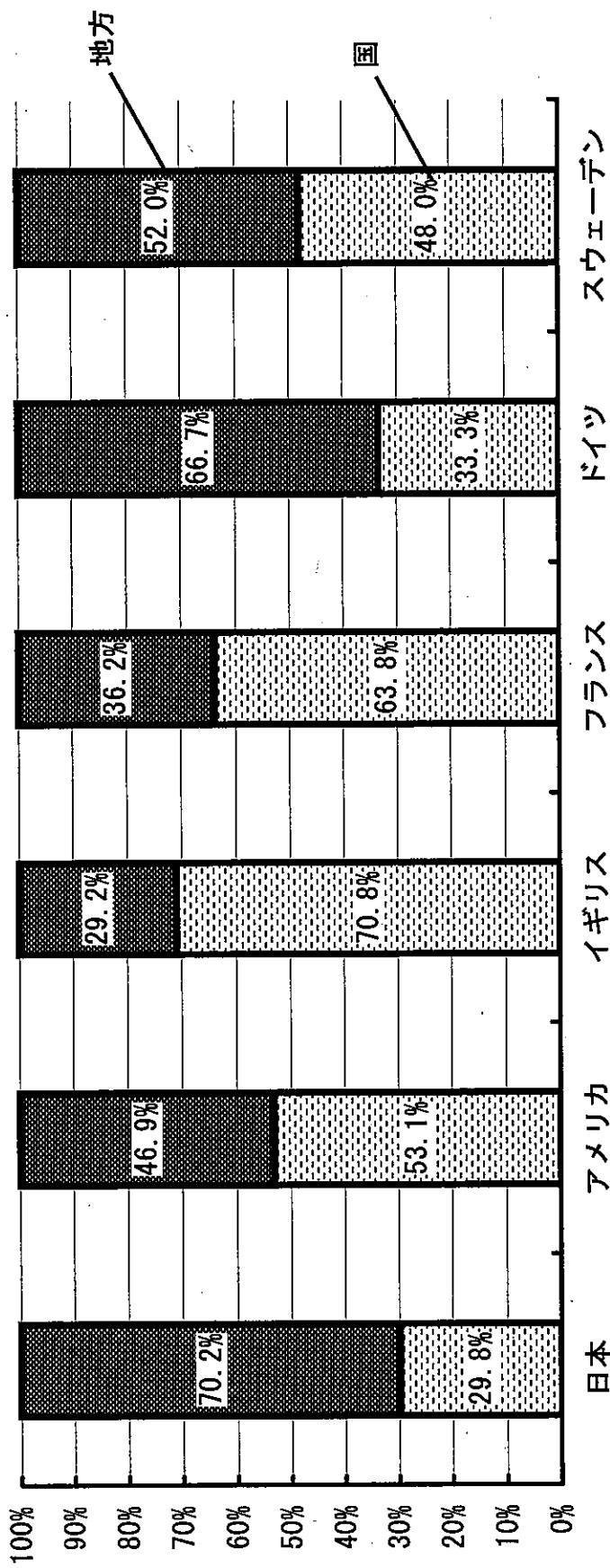
注1 "Revenue Statistics 1965-2007"(OECD)による。  
 2 所得課税は資産性所得に対する課税を含む。  
 3 アメリカ及びドイツについて、州税を含む。

## 歳出純計に占める国・地方・社会保障基金の割合の国際比較



注1 計数は2006年。("National Accounts 1995-2006" OECD)  
 注2 歳出純計は、最終消費支出、社会保障移転支出、公債利払いの費用、公共投資（総固定資本形成等）の合計。  
 注3 アメリカ及びドイツについて、州の支出は地方分として計上。  
 注4 各項目毎に四捨五入しております、合計と一致しないことがあります。

## 歳出純計に占める国・地方の割合の国際比較



注1 計数は2006年。（“National Accounts 1995-2006” OECD）  
 2 歳出純計は、最終消費支出、公共投資（総固定資本形成等）の合計。  
 3 日本、フランス、ドイツ、スウェーデンについては、国及び地方から社会保険基金への経常移転後の歳出の割合となつていて、州の支出は地方分として計上。  
 4